

令和7年7月15日

貸切バス事業者に対して行政処分を行いました

事業停止3日間を命令

山口運輸支局では、重大な事故に結びつく法令違反が疑われる等により継続的な監視が必要な事業者として選定したことを端緒として、山口県の貸切バス事業者である共栄観光株式会社の本社営業所に対して、令和4年10月27日及び同年12月1日に一般監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が認められたことから、中国運輸局では同法第40条の規定に基づき、当該事業者に対し、本社営業所に3日間の事業停止の命令等を行いました。

【行政処分の内容】

1 行政処分年月日:令和7年7月3日

2 事業者名:共栄観光株式会社(代表取締役 村田 和久)
住所:山口県光市大字小周防212番地
処分対象営業所:本社営業所(山口県光市大字小周防212番地)

3 行政処分の内容

(1)本社営業所に係る事業停止 3日間 (令和7年7月15日から同年7月17日)

(2)事業用自動車の使用停止 320日車(4両×80日)

(令和7年7月18日から同年10月5日)

- ・ 監査において指摘した違反事項について、複数回にわたり是正・改善しなかったことから公示基準に基づき3日間の事業停止とする。
- ・ 上記事業停止期間終了日翌日より延べ320日間、事業用自動車4両を使用停止処分とする。

4 違反の内容:別紙のとおり

5 違反点数付与状況:32点(累積点数32点)

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当者: みずたに つきやま 水谷、築山

TEL:082-228-3460

山口運輸支局 自動車運送事業監査室

担当者: てらさき しおた 寺崎、塩田

TEL:083-922-5336

【違反の内容】

1. 届け出た運賃・料金によらないで運賃・料金を收受していた。
(道路運送法第9条の2第1項)
2. 必要な員数の運行管理者を選任していなかった。
(道路運送法第23条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項)
3. 運行管理者の解任について届出をしていなかった。
(道路運送法第23条第3項)
4. 運送引受書の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
5. 疾病のおそれのある乗務員を乗務させていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
6. 運行に関する状況を把握する体制が整備されていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2)
7. 乗務等の記録の記録事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項及び第4項)
8. 運行記録計による記録を確実に行っていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
9. 運行指示書の記載事項等に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
10. 日雇い運転者等を選任していた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項)
11. 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
12. 特定の運転者に対し適性診断を受診させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
13. 指摘事項確認監査において、法令違反の是正措置が講じられていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)